

## 令和 2 年度（2020 年度）

## 北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について

## 【計画 説明資料】

令和 2 年度の景観行政と関係施策との庁内連携について、各関係部局より報告をいただき、前年度の実施結果等を踏まえた連携内容の検討状況を整理しましたので、報告いたします。

なお、連携につきましては、北海道景観審議会からの意見等を踏まえ、そして各事業担当部局と調整して進めていきます。

## 1 関連施策との事業連携に係る資料について

- (1) 資料 2-2 【庁内連携事業】一覧表・施策別  
( 庁内連携した事業のみをまとめた資料 )
- (2) 資料 2-3 【実績】一覧表・施策別  
( 景観行政と関連する全施策をまとめた資料 )

## 2 令和 2 年度の連携方針について

- (1) 会議又はセミナー等  
前年度に引き続き、個別に調整を行う。
- (2) 道職員向けの研修会等  
研修会等において、公共事業と景観の関わりを説明する資料として、平成 15 年度(2003 年度)に策定した「北海道公共事業景観づくり指針」を見直すためにその検討等を行う。
- (3) 情報発信  
前年度に引き続き、普及チラシの作成及び情報発信の方法の検討と、関係部局との調整を行う。
- (4) ガイドライン等の策定及び見直し  
今年度に見直しを実施する案件の報告があったことから、景観に関する調整等を行う。
- (5) その他(景観との連携)  
前年度については、関係部局からの報告により庁内連携を検討していたが、その他に連携が可能な事業の調査を行い、担当部局と協議調整を行う。

## 3 令和 2 年度の連携事業等について

- (1) 会議又はセミナー等

整理番号	施策名及び事業名	備考
10	北海道海岸漂着物対策推進計画	
-1	海岸漂着物等地域対策推進事業	R1 継続
-2	海洋プラスチックごみ発生抑制対策調査費	R2 新規
25	農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針	
-1	地域がうるおう農村ツーリズム展開事業	R1 継続

38	海岸保全基本計画	
-1	高潮対策事業	R1 継続
48	北海道みどりの基本方針	
-1	都市公園事業	R1 継続
49	北の住まいるタウン	
-1	北の住まいるタウン普及啓発等事業	R1 継続
52	空き家等対策に関する取組方針	
-1	空き家対策推進事業	R1 継続
56	北海道教育推進計画	
-1	ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ(道民カレッジ)事業	R1 継続

(2) 道職員向けの研修会等

整理番号	施策名及び事業名	備考
25	農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針	
-1	地域がうるおう農村ツーリズム展開事業	R1 継続
31	公共事業景観づくり指針(治山)	
-1	治山事業	R1 継続

(3) 情報発信

整理番号	施策名及び事業名	備考
8	北海道環境教育等行動計画	
-1	北海道地域環境学習講座「eco-アカデミア」	R2 新規
10	北海道海岸漂着物対策推進計画	
-1	海岸漂着物等地域対策推進事業	R1 継続
-2	海洋プラスチックごみ発生抑制対策調査費	R2 新規
15	北海道文化振興指針	
-8	文化振興事業費(文化発信拠点づくり推進事業費)	R1 継続
25	農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針	
-1	地域がうるおう農村ツーリズム展開事業	R1 継続
48	北海道みどりの基本方針	
-1	都市公園事業	R1 継続
52	空き家等対策に関する取組方針	
-1	空き家対策推進事業	R1 継続
56	北海道教育推進計画	
-1	ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ(道民カレッジ)事業	R1 継続

(4) ガイドライン等の策定及び見直し

整理番号	施策名及び事業名	備考
47	コンパクトなまちづくりに向けた基本方針	
-1	コンパクトなまちづくりに向けた基本方針	R2 新規

(5) その他(景観との連携)

整理番号	施策名及び事業名	備考
33	公共事業景観づくり指針(道路) (50 公共事業景観づくり指針(道路)(電線地中化含む)を含む)	
-1	蘭越ニセコ倶知安線無電柱化事業(防災安全交付金)	R1 継続

令和2年度(2020年度)  
北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について  
【 庁 内 連 携 事 業 】  
一覧表・施策別

令和2年(2020年)5月1日現在



令和2年度(2020年度) 北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について【一覧表】

部	整理番号 事業名等	概要	当年度の連携										局課		
			会議等	研修会等	情報発信	策定・見直し	提案	連携の検討	連携内容	北海道景観審議会からの意見(計画)	実施結果	北海道景観審議会からの意見(実施結果)		今後の展開	
環境生活部	8	北海道環境教育等行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境教育等促進法」第8条に基づく行動計画</li> <li>「北海道環境基本条例」に基づく「北海道環境基本計画〔第2次計画〕」における「環境に配慮する人づくりの推進」をより総合的・体系的に進めるための個別計画</li> <li>(目指す方向) 道民一人ひとりが参加し協力しながら、持続可能な社会を築いていくため、環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進める。</li> </ul>										環境局環境政策課		
	- 1	北海道地域環境学習講座「eco-アカデミア」			有			令和元年度に実施していた普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を検討しながら、関係部局と調整し、相互に情報発信を行いたい(令和2年度、情報発信の追加事業)。							同上
	10	北海道海岸漂着物対策推進計画	平成21年7月に公布された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)」に基づき、道内の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する目的で策定。										環境局循環型社会推進課		
	- 1	海岸漂着物等地域対策推進事業	北海道の海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物等の円滑な回収処理や効果的な発生抑制対策の実施に向け、市町村等地域における取組を支援するとともに、関連情報を広く情報発信し、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。	有		有			(1)会議等にて景観形成に関する資料の配付や、景観関連の会議等にて当該事業に関する資料の配付などを行い、お互いに事業周知を実施した。(2)情報発信については、令和元年度に実施していた普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を検討しながら、関係部局と調整し、相互に情報発信を行いたい。						同上
- 2	海洋プラスチックごみ発生抑制対策調査費	モデル河川において、河川流域の利用状況に応じて設定する数地点の調査ポイントにおける、河川水中のマイクロプラスチック、ポイント周辺における漂着プラスチック分布・組成等を調査し、河川からの流出実態を把握する。また、河口周辺海岸の漂着プラスチックごみの分布・組成等を調査し、河川流域からの周辺海岸への影響を把握する。調査結果を詳細に分析することで排出元を推定し、地域毎にプラスチックごみの効果的な発生抑制対策を検討する。併せて、調査結果をデータベース化し地図情報とともにホームページで公開し、市町村や関係団体による排出抑制対策につながる取組の促進を図る。	有		有			(1)会議等にて景観形成に関する資料の配付や、景観関連の会議等にて当該事業に関する資料の配付などを行い、お互いに事業周知を実施した。(2)情報発信については、令和元年度に実施していた普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を検討しながら、関係部局と調整し、相互に情報発信を行いたい。						同上	
15	北海道文化振興指針	道民の文化に対する関心や期待の高まりに応えていくためには、道が行う様々な文化振興施策を総合的・効果的に推進し、文化行政を積極的に進めていく必要があり、北海道文化振興条例は、文化振興に対する道の姿勢や役割を明らかにするとともに、道の文化行政の基本となる事項を定め、北海道文化振興指針は、この条例に基づき、道が行う文化振興施策の基本的な方向を明らかにするものであり、今後、この指針に沿って文化振興施策を推進する。										文化局文化振興課			
- 8	文化振興事業費(文化発信拠点づくり推進事業費)	本道の文化情報を発信するポータルサイトの運営など、文化発信事業を実施する。	無		有			令和元年度に実施していた普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を検討しながら、関係部局と調整し、相互に情報発信を行いたい。						同上	
農政部	25	農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針	グリーン・ツーリズムに係る基盤整備の促進を目的として、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号。)が制定されるとともに、食料・農業・農村基本法及び北海道農業・農村振興条例においても都市と農村の交流の促進が食料や農業への関心を高め健康でゆとりある国民生活に資するための重要な施策として位置づけられたことから、国、道及び市町村が連携してグリーン・ツーリズムの推進のための各種施策を展開。										農村振興局農村設計課		
	- 1	地域がうらやうら農村ツーリズム発展事業	都市と農村の交流を拡大するため、農山漁村の豊かな自然や景観、歴史・文化、生活体験などを観光資源として活かし、農林漁業や観光業など多様な主体が地域ぐるみで「農泊」や「教育旅行」に取り組む「農村ツーリズム(農たび・北海道)」を推進し、市町村等行政職員や取り組む実践者を対象に、受入体制づくりや人材育成に関する実践ノウハウを学ぶ研修会等を開催。	有	有	有			(1)会議等では、令和元年度の実施結果を踏まえて具体的な取組方法などを取り入れた資料を作成し、また景観に関するアンケートの実施など検討及び調整をする。(2)情報発信については、令和元年度に実施していた普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を検討しながら、関係部局と調整し、相互に情報発信を行いたい。					同上	
31	公共事業景観づくり指針(治山)	道が実施する公共事業における景観づくりのための基本的な考え方や方向性を定めたもの。										林務局治山課			
- 1	治山事業	国土の保全、水害の被害など保安林が有する公益的機能の持続的発揮により地域の安全で安心できる豊かな生活を確保するため、荒廃山地における治山施設の設置や重要な水源地域における荒廃森林の整備、生活環境を保全する防災林の整備などを実施。	無	有				研修会等で、当事業と景観との関わりなどを説明する資料として、平成15年(2003年)6月に策定した「北海道公共事業景観づくり指針」を見直すためにその検討等を行う。						同上	
33	公共事業景観づくり指針(道路)											土木局道路課			
- 1	無電柱化推進事業	北海道無電柱化推進計画に基づき「防災性の向上」、「通行空間の安全性・快適性確保」、「良好な景観形成」を目的に実施する道路の無電柱化 ・深川南電線(深川市) ・稚内天塩線(稚内市)	無					無電柱化事業に関する情報収集と、無電柱化による沿道景観の改善に関する情報の発信方法などの検討を行う。						土木局道路課	
38	海岸保全基本計画	北海道の海岸は、背後に多くの人命や財産が集中しているとともに、海と陸が接したような生物が相互に関係しながら生息している。また、近年、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。このようなことから、災害からの海岸防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するため、各沿岸毎に海岸保全基本計画を策定している。										土木局河川砂防課			
- 1	高潮対策事業	近年、台風や低気圧が頻りに襲来し、高波被害が発生するなどにより海岸防護の要請が多くなっている。しかし、海岸事業の予算確保が厳しく、地域住民の要望に応えられることができていない状況である。少ない予算の中で優先順位を考慮し整備を進めているが、要望になるべく多く対応できるよう、効果的でかつ経済的な海岸保全施設の工法を検討する「海岸保全施設の新工法検討協議会」を開催する予定。	有					海岸における景観へ配慮に係る取組について、担当部局と調整等を行う。						同上	
建設部	47	コンパクトなまちづくりに向けた基本方針	「コンパクトなまちづくり基本方針」は、持続可能な都市づくりを目指すための基本理念を「コンパクトなまちづくり」として策定したものの。この基本方針では、都市計画法に基づく制度、手続及び中心市街地活性化法に基づく基本計画の作成などに関し、道の基本的な考えを示したものの。近年、都市を取り巻く環境が大きく変化していることから、今年度、災害に強いまちづくりや地域交通の連携の視点を加えた基本方針の見直しを行う。										まちづくり局都市計画課		
	- 1	コンパクトなまちづくりに向けた基本方針	人口減少や少子高齢化の急速な進展により、「都市において低未利用地がランダムに発生する」「都市のスポンジ化」が進行しており、その対応のため、まちなかにおけるにぎわいを創出し、都市の魅力向上が必要とされている。また、近年、自然災害が頻発、激甚化していることなど、国において、立地適正化計画と防災対策を連携させ、安全で魅力なまちづくりの推進を図るため、法改正等を進めている。こうした国の動きや市町村の課題を踏まえ、令和2年度(2020年度)中を目途に基本方針の見直しを行う予定。	無			有		コンパクトなまちづくりを推進していくにあたって、まちなかで地域の特色を活かした魅力ある景観づくりも必要であるため、担当部との調整を行う。					同上	
48	北海道みどりの基本方針	道内都市圏における緑地の保全や緑化の推進等に係る考え方や方向性を示し、都市の「みどり」の保全や整備並びに質の向上や有効活用を図って、道民の健康で文化的な都市生活を確保することを目的としており、市町を越えた広域公園の配置方針や道の「都市計画区域マスタープラン」並びに市町の「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」などを策定する際の指針となるもの。										まちづくり局都市計画課			
- 1	都市公園事業	都市公園は、「住民のレクリエーションや憩いの場であるとともに、多様な防災機能、良好な景観創出、環境問題の改善効果など、多面的な効果のある重要な都市施設です。これまでの整備はただけではなく、計画的なストックマネジメントや防災公園の整備による都市防災の推進、都市公園の機能の再編による地域の活性化などに、関係市町とともに取り組んでいます。道立公園については、現在11箇所を供用しています。老朽化が進む施設の改築更新、トイレ等のバリアフリー化、公園施設の耐震化、再整備による施設のリニューアル等に取り組んでいます。また、近年は都市公園等における災害被害も多発しており、被害を受けた市町の公園等の災害復旧に係る指導監理事務も行っていきます。	有		有			(1)会議資料を踏まえて、担当者と調整を行う。(2)情報発信については、令和元年度に実施していた普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を検討しながら、関係部局と調整し、相互に情報発信を行いたい。また、パネル展に展示する相互にPRするためのポスター作成についても、担当者と調整を行う。					まちづくり局都市環境課		

部	関連計画・指針等 整理 番号 事業名等	概要	当年度の連携					連携の検討	連携内容	北海道景観審議会からの意見 (計画)	実施結果	北海道景観審議会からの意見 (実施結果)	今後の展開	局課
			会議 等	研修 会等	情報 発信	策定 ・ 見直 提案								
建設部	4 9 北の住まいるタウン		人口減少、高齢化が急速に進む北海道の市町村において、「コンパクトなまちづくり」「低炭素化・資源循環」「生活を支える」取組を一体的かつ連携させながら、持続可能な、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域づくりを進める。 (「北の住まいるタウンの基本的な考え方」、「北の住まいるタウン実践ガイドブック」を作成済み)											まちづくり局都市計画課
	- 1 北の住まいるタウン普及啓発等事業	「コンパクトなまちづくり」「低炭素・資源循環」「生活を支える取組」を一体的に推進し、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域「北の住まいるタウン」の形成を目指すため、検討協議会、メイヤーズフォーラム、事例見学ツアー、まちづくりセミナーを開催するほか、平成29年度末に作成した実践ガイドブックを更新することにより、普及啓発を図っていく。	有	無	有	有	無	今年度のテーマを確認し、連携について検討を行う。						同上
建設部	5 2 空き家等対策に関する取組方針		空き家等対策の推進に関する特別措置法を踏まえ、住宅ストックの循環利用や生活環境の保全に向けて、空き家等の有効な活用などに取り組むとともに、市町村の空き家等対策を積極的に支援することを目的に平成27年12月に策定。											住宅局建築指導課
	- 1 空き家対策推進事業	「空き家等対策に関する取組方針」に基づき、北海道空き家情報バンクの運営、周知や市町村の取組に対する支援などを実施する。	有	有	有	無	無	(1) 会議等については、担当課との調整等を行い、出席者の構成を考慮した内容に改善する。 (2) 情報発信については、令和元年度に実施していた普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を検討しながら、関係部局と調整し、相互に情報発信を行いたい。						同上
教育庁	5 6 北海道教育推進計画		本道における教育振興のための施策に関する基本的計画であり、教育基本法に基づき、国の教育振興基本計画を参酌して策定したもの。											総務政策局教育政策課
	- 1 ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ(道民カレッジ)事業	産学官の連携による生涯学習を支援する体制の整備を図り、様々な学習機会を体系的に構築・提供することによって、道民の生涯学習をより一層振興するとともに、自立した北海道を創造する人材の育成を図る。	有	無	有	無	無	(1) 道民カレッジの目的や要件にあうか、また委員・職員・景観整備機構等による講座を設けることが可能かなどを継続して検討を行う。 (2) 地域生涯学習活動実践交流セミナーにおける連携については、昨年度の資料等をもとに連携方法をの検討を行う。 また、道民カレッジのホームページやSNS等との情報発信に係る連携については、「道民カレッジ連携講座」の整理と併せて検討を継続する。						生涯学習推進局生涯学習課

# 令和2年度(2020年度) 北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について【施策別】

様式1

1. 整理番号 計画・指針等の名称	8 北海道環境教育等行動計画		
(1) 計画・指針等の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境教育等促進法」第8条に基づく行動計画</li> <li>・「北海道環境基本条例」に基づく「北海道環境基本計画[第2次計画]」における「環境に配慮する人づくりの推進」をより総合的・体系的に進めるための個別計画</li> <li>・(目指す方向) 道民一人ひとりが参加し協力しながら、持続可能な社会を築いていくため、環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進める。</li> </ul>		
(2) 計画期間(年度)	2014	~	2023 記入例: 2019年度 ~ 2029年度
(3) 改定予定年度	改定等の計画及び作業を行っている場合のみ記入		
(4) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	環境生活部 主査(環境教育)	環境局環境政策課 長谷 一巨	企画調整係 (内 24-222 )
2. 北海道景観形成ビジョン ・基本方針 ・位置づけ	4	・景観づくりを担う人材の育成	

様式2

1. 整理番号 事業名等	8 - 1 北海道地域環境学習講座「eco-アカデミア」		
(1) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	「計画・指針等」の担当と同じ		
(2) 事業概要	地域における自主的な環境保全活動を支援するため、住民団体等が主催する環境学習講座に講師を派遣する。		
事業内容等	有・無	内容(「有」の場合のみ)	
(3) 会議又はセミナー等の開催予定(有・無)	無	市町村や地域住民の方々を集めた会議やセミナーなどの開催する予定等	
(4) 道職員向けの研修会等の開催予定(有・無)	無	職員向けの研修や説明会など、開催する予定等	
(5) 情報発信等(有・無)	有	市町村・地域住民の方々に向けての情報発信等 事業の概要及び講師派遣に係る手続きについて、道庁ホームページに掲載。	
(6) ガイドライン等の策定及び見直し(有・無)	無	事業を推進していくための指針やガイドライン、職員向けに作成している要領などの見直し計画等	
(7) その他(景観との連携)(有・無)	無	景観との連携に関するご提案等	
(8) 備考(意見等)			
<b>【参考】前年度の実施内容</b>			
・連携事業の内容	-		
・実施結果等	-		
2. 連携に関する検討	令和元年度に実施していた普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を検討しながら、関係部局と調整し、相互に情報発信を行いたい(令和2年度、情報発信の追加事業)。		
3. 連携事業内容			
4. 北海道景観審議会からの意見等(計画時)			
5. 実施結果等			
6. 北海道景観審議会からの意見等(年度末)			
7. 今後の展開等について			

# 令和2年度(2020年度) 北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について【施策別】

様式1

1.整理番号 計画・指針等の名称	10 北海道海岸漂着物対策推進計画		
(1)計画・指針等の概要	平成21年7月に公布された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)」に基づき、道内の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する目的で策定。		
(2)計画期間(年度)	2016年度	～	2020年度 <small>記入例:2019年度～2029年度</small>
(3)改定予定年度	2021年度		<small>改定等の計画及び作業を行っている場合のみ記入</small>
(4)所管部局 部局課グループ 担当・内線	環境生活部 環境局循環型社会推進課	一般廃棄物係	一般廃棄物係長 疋田 賢哉  (内 24-315 )
2.北海道景観形成ビジョン ・基本方針 ・位置づけ	1 ・景観資源の維持・保全・再生等		

様式2

1.整理番号 事業名等	10-1 海岸漂着物等地域対策推進事業		
(1)所管部局 部局課グループ 担当・内線	「計画・指針等」の担当と同じ		
(2)事業概要	北海道の海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物等の円滑な回収処理や効果的な発生抑制対策の実施に向け、市町村等地域における取組を支援するとともに、関連情報を広く情報発信し、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。		
事業内容等	有・無	内容(「有」の場合のみ)	
(3)会議又はセミナー等の開催予定(有・無)	有	市町村や地域住民の方々を集めた会議やセミナーなどの開催する予定等 ・海岸漂着物対策推進協議会(全道・地域)の開催 ・「守ろう美しい北海道!海ごみ・ポイ捨て防止大会」の開催	
(4)道職員向けの研修会等の開催予定(有・無)	無	職員向けの研修や説明会など、開催する予定等	
(5)情報発信等(有・無)	有	市町村・地域住民の方々への情報発信等 市町村、地域NPO等のほか、広く道民に向け、海岸漂着物対策推進協議会等の中で、関係機関の取組内容や事業実施状況等について情報提供。	
(6)ガイドライン等の策定及び見直し(有・無)	無	事業を推進していくための指針やガイドライン、職員向けに作成している要領などの見直し計画等	
(7)その他(景観との連携)(有・無)	無	景観との連携に関するご提案等	
(8)備考(意見等)			
<b>【参考】前年度の実施内容</b>			
・連携事業の内容	(1)国やNPOなどで構成する協議会(例年1回3月中旬)は令和元年7月29日開催、一般の方も含めたシンポジウムは(年1回2月)は12月頃に国で開催する内容等を考慮して開催しており、次年度に向けて調整を行う。 (2)情報の発信方法について、相互調整を行う。準備が整い次第、連携を図る。		
・実施結果等	(1)当年度に実施した会議資料等と、北海道景観審議会からのご意見等を踏まえて、令和2年度の連携に向けた検討を行う。 (2)情報発信については、相互に事業をPRできる普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を整理する予定であったが、普及啓発チラシの検討までとなった。 令和2年度内の連携に向けて、チラシの見直し(一般の方がチラシを見て、記載している内容が理解しやすいように図式化する方向で再検討)及びホームページ等による情報の発信方法を整理し、関係部局との調整を行う。		
2.連携に関する検討	(1)会議等にて景観形成に関する資料の配付や、景観関連の会議等にて当該事業に関する資料の配付などを行い、お互いに事業周知を実施したい。 (2)情報発信については、令和元年度に実施していた普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を検討しながら、関係部局と調整し、相互に情報発信を行いたい。		
3.連携事業内容			
4.北海道景観審議会からの意見等(計画時)			
5.実施結果等			
6.北海道景観審議会からの意見等(年度末)			
7.今後の展開等について			



1. 整理番号 事業名等	10 - 2	<b>海洋プラスチックごみ発生抑制対策調査費</b>	
(1) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	「計画・指針等」の担当と同じ		
(2) 事業概要	モデル河川において、河川流域の利用状況に応じて設定する数地点の調査ポイントにおける、河川水中のマイクロプラスチック、ポイント周辺における漂着プラスチック分布・組成等を調査し、河川からの流出実態を把握する。また、河口周辺海岸の漂着プラスチックごみの分布・組成等を調査し、河川流域からの周辺海岸への影響を把握する。調査結果を詳細に分析することで排出元を推定し、地域毎にプラスチックごみの効果的な発生抑制対策を検討する。併せて、調査結果をデータベース化し地図情報とともにホームページで公開し、市町村や関係団体による排出抑制対策につながる取組の促進を図る。		
事業内容等	有・無	内容(「無」の場合、記入不用です)	
(3) 会議又はセミナー等の開催予定(有・無)	有	市町村や地域住民の方々を集めた会議やセミナーなどの開催する予定等 ・ 海岸漂着物対策推進協議会(全道・地域)において、調査結果を報告	
(4) 道職員向けの研修会等の開催予定(有・無)	無	職員向けの研修や説明会など、開催する予定等	
(5) 情報発信等(有・無)	有	市町村・地域住民の方々に向けての情報発信等 調査結果をデータベース化し地図情報とともにホームページで公開	
(6) ガイドライン等の策定及び見直し(有・無)	無	事業を推進していくための指針やガイドライン、職員向けに作成している要領などの見直す計画等	
(7) その他(景観との連携)(有・無)	無	景観との連携に関するご提案等	
(8) 備考(意見等)			
<b>【参考】前年度の実施内容</b>			
・ 連携事業の内容		-	
・ 実施結果等		-	
2. 連携に関する検討	(1) 会議等にて景観形成に関する資料の配付や、景観関連の会議等にて当該事業に関する資料の配付などを行い、お互いに事業周知を実施したい。 (2) 情報発信については、令和元年度に実施していた普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を検討しながら、関係部局と調整し、相互に情報発信を行いたい。		
3. 連携事業内容			
4. 北海道景観審議会からの意見等(計画時)			
5. 実施結果等			
6. 北海道景観審議会からの意見等(年度末)			
7. 今後の展開等について			

# 令和2年度(2020年度) 北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について【施策別】

様式1

1. 整理番号 計画・指針等の名称	15 北海道文化振興指針	
(1) 計画・指針等の概要	道民の文化に対する関心や期待の高まりに応じていくためには、道が行う様々な文化振興施策を総合的・効果的に推進し、文化行政を積極的に進めていく必要があり、北海道文化振興条例は、文化振興に対する道の姿勢や役割を明らかにするとともに、道の文化行政の基本となる事項を定め、北海道文化振興指針は、この条例に基づき、道が行う文化振興施策の基本的な方向を明らかにするものであり、今後、この指針に沿って文化振興施策を推進に努める。	
(2) 計画期間(年度)	1994	記入例: 2019年度 ~ 2029年度
(3) 改定予定年度	改定等の計画及び作業を行っている場合のみ記入	
(4) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	環境生活部 文化局文化振興課 主査(文化振興) 高橋 育子	文化振興係 (内 24-408 )
2. 北海道景観形成ビジョン ・基本方針 ・位置づけ	1	・観光振興につながる景観づくり ・景観資源の維持・保全・再生等

様式2

1. 整理番号 事業名等	15 - 8 文化振興事業費(文化発信拠点づくり推進事業費)	
(1) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	主任 篠田 祐太	文化振興係 (内 24-406 )
(2) 事業概要	本道の文化情報を発信するポータルサイトの運営など、文化発信事業を実施する。	
事業内容等	有・無	内容(「無」の場合、記入不用です)
(3) 会議又はセミナー等の開催予定(有・無)	無	市町村や地域住民の方々を集めた会議やセミナーなどの開催する予定等
(4) 道職員向けの研修会等の開催予定(有・無)	無	職員向けの研修や説明会など、開催する予定等
(5) 情報発信等(有・無)	有	市町村・地域住民の方々に向けての情報発信等 道庁ホームページにより掲載
(6) ガイドライン等の策定及び見直し(有・無)	無	事業を推進していくための指針やガイドライン、職員向けに作成している要領などの見直し計画等
(7) その他(景観との連携)(有・無)	無	景観との連携に関するご提案等
(8) 備考(意見等)		
<b>【参考】前年度の実施内容</b>		
・連携事業の内容	情報の発信方法について、相互調整を行う。準備が整い次第、連携を行う。	
・実施結果等	情報発信については、相互に事業をPRできる普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を整理する予定であったが、普及啓発チラシの検討までとなった。 令和2年度内の連携に向けて、チラシの見直し(一般の方がチラシを見て、記載している内容が理解しやすいように図式化する方向で再検討)及びホームページ等による情報の発信方法を整理し、関係部局との調整を行う。	
2. 連携に関する検討	令和元年度に実施していた普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を検討しながら、関係部局と調整し、相互に情報発信を行いたい。	
3. 連携事業内容		
4. 北海道景観審議会からの意見等(計画時)		
5. 実施結果等		
6. 北海道景観審議会からの意見等(年度末)		
7. 今後の展開等について		

# 令和2年度(2020年度) 北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について【施策別】

様式1

1. 整理番号 計画・指針等の名称	25 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針	
(1) 計画・指針等の概要	グリーン・ツーリズムに係る基盤整備の促進を目的として、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号。）が制定されるとともに、食料・農業・農村基本法及び北海道農業・農村振興条例においても都市と農村の交流の促進が食料や農業への関心を高め健康でゆとりある国民生活に資するための重要な施策として位置づけられたことから、国、道及び市町村が連携してグリーン・ツーリズムの推進のための各種施策を展開。	
(2) 計画期間（年度）	1996	記入例：2019年度～2029年度
(3) 改定予定年度		改定等の計画及び作業を行っている場合のみ記入
(4) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	農政部 農村振興局農村設計課 農村活性化係長 田中 啓之	農村活性化係 (内 27-873 )
2. 北海道景観形成ビジョン ・基本方針 ・位置づけ	1 ・観光振興につながる景観づくり	

様式2

1. 整理番号 事業名等	25-1 地域がうるおう農村ツーリズム発展事業	
(1) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	「計画・指針等」の担当と同じ	
(2) 事業概要	都市と農村の交流を拡大するため、農山漁村の豊かな自然や食、歴史・文化、生活体験などを観光資源として活かし、農林漁業や観光業など多様な主体が地域ぐるみで「農泊」や「教育旅行」に取り組む『農村ツーリズム（農たび・北海道）』を推進し、市町村等行政職員や取り組む実践者を対象に、受入体制づくりや人材育成に関する実践ノウハウを学ぶ研修会等を開催。	
事業内容等	有・無	内容（「有」の場合のみ）
(3) 会議又はセミナー等の開催予定（有・無）	有	市町村や地域住民の方々を集めた会議やセミナーなどの開催する予定等 「農たび・北海道ネットワーク研修会」（開催時期・方法については今後検討） ・研修参加者：100名程度（昨年度実績） ・研修対象者：実践者等、関係機関・団体等 実践者等：農泊等の農村ツーリズムに取り組んでいる、もしくは関心のある組織または個人 関係機関・団体等：市町村、観光協会、商工会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、振興局等
(4) 道職員向けの研修会等の開催予定（有・無）	有	職員向けの研修や説明会など、開催する予定等 農村ツーリズム担当行政職員等研修会（開催時期・方法については今後検討）
(5) 情報発信等（有・無）	有	市町村・地域住民の方々向けの情報発信等 農村ツーリズム（農たび・北海道）の取り組みに関心を持ってもらうため、ロゴマークやポスターによるPRや農たびfacebook・twitterにより関連情報を発信。
(6) ガイドライン等の策定及び見直し（有・無）	無	事業を推進していくための指針やガイドライン、職員向けに作成している要領などの見直し計画等
(7) その他（景観との連携）（有・無）	無	景観との連携に関するご提案等
(8) 備考（意見等）		
<b>【参考】前年度の実施内容</b>		
・連携事業の内容	(1) 令和元年(2019年)12月3日に開催された「農たび・北海道ネットワーク研修会」にて、景観に関する情報提供を行う。（職員研修(9月頃)については準備期間がないため、令和2年度以降で調整） (2) 今年度は、情報の発信方法について、相互調整を行う。準備が整い次第、連携を行う。	
・実施結果等	(1) 「農たび・北海道ネットワーク研修会」にて、「北海道の美しい農山漁村の景観について」（良好な景観への気づき、景観形成、活用に関する概要を説明）を情報提供。 研修会のパネルディスカッションにおいて、パネリストより「地域の暮らしの価値や景観の魅力を、地域に暮らす自分たちが見いだせていない」の意見等があり。 次年度の連携に向けて、研修会の参加者が景観への意識を向上していただくために、具体的な取組方法などを取り入れた資料づくりや説明をしていくことが必要であり、また、審議会からの意見等を踏まえ、アンケートや「景観」をイメージできる写真を取り入れるなどの検討も行う。 (2) 情報発信については、相互に事業をPRできる普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を整理する予定であったが、普及啓発チラシの検討までとなった。 令和2年度内の連携に向けて、チラシの見直し(一般の方がチラシを見て、記載している内容が理解しやすいように図式化する方向で再検討)及びホームページ等による情報の発信方法を整理し、関係部局との調整を行う。	
2. 連携に関する検討	(1) 会議等では、令和元年度の実施結果を踏まえて具体的な取組方法などを取り入れた資料を作成し、また景観に関するアンケートの実施など検討及び調整をする。 (2) 情報発信については、令和元年度に実施していた普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を検討しながら、関係部局と調整し、相互に情報発信を行いたい。	
3. 連携事業内容		
4. 北海道景観審議会からの意見等（計画時）		
5. 実施結果等		
6. 北海道景観審議会からの意見等（年度末）		
7. 今後の展開等について		

# 令和2年度(2020年度) 北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について【施策別】

様式1

1. 整理番号 計画・指針等の名称	3 1 公共事業景観づくり指針(治山)	
(1) 計画・指針等の概要	道が実施する公共事業における景観づくりのための基本的な考え方や方向性を定めたもの。	
(2) 計画期間(年度)	2003	記入例: 2019年度 ~ 2029年度
(3) 改定予定年度	改定等の計画及び作業を行っている場合のみ記入	
(4) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	水産林務部 林務局治山課 主査(治山計画) 三澤 直人	治山計画係 (内 28-663 )
2. 北海道景観形成ビジョン ・基本方針 ・位置づけ	1 ・景観資源の維持・保全・再生等 ・北海道公共事業景観形成指針に沿って推進する良好な景観づくり	

様式2

1. 整理番号 事業名等	3 1 - 1 治山事業	
(1) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	「計画・指針等」の担当と同じ	
(2) 事業概要	国土の保全、水源の涵養など保安林が有する公益的機能の持続的発揮により地域の安全で安心できる豊かな生活を確保するため、荒廃山地における治山施設の設置や重要な水源地域における荒廃森林の整備、生活環境を保全する防災林の整備などを実施。	
事業内容等	有・無	内容(「有」の場合のみ)
(3) 会議又はセミナー等の開催予定(有・無)	無	市町村や地域住民の方々を集めた会議やセミナーなどの開催する予定等
(4) 道職員向けの研修会等の開催予定(有・無)	有	職員向けの研修や説明会など、開催する予定等 治山事業技術者の知識や技術などの向上に向けた各種研修会やセミナーを実施。
(5) 情報発信等(有・無)	無	市町村・地域住民の方々に向けての情報発信等
(6) ガイドライン等の策定及び見直し(有・無)	無	事業を推進していくための指針やガイドライン、職員向けに作成している要領などの見直す計画等
(7) その他(景観との連携)(有・無)	無	景観との連携に関するご提案等
(8) 備考(意見等)		
<b>【参考】前年度の実施内容</b>		
・連携事業の内容	・令和元年度事業に関する情報収集等を実施。 ・令和2年度の実施に向けて、年間の計画・内容などの調整を行う。	
・実施結果等	当年度実施した研修内容の参考にし、令和2年度の連携に向けて調整を行う。	
2. 連携に関する検討	研修会等で、当事業と景観との関わりなどを説明する資料として、平成15年(2003年)6月に策定した「北海道公共事業景観づくり指針」を見直すためにその検討等を行う。	
3. 連携事業内容		
4. 北海道景観審議会からの意見等(計画時)		
5. 実施結果等		
6. 北海道景観審議会からの意見等(年度末)		
7. 今後の展開等について		

# 令和2年度(2020年度) 北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について【施策別】

様式1

1.整理番号 計画・指針等の名称	33 公共事業景観づくり指針(道路)	
(1)計画・指針等の概要	-	
(2)計画期間(年度)	設定なし	記入例:2019年度 ~ 2029年度
(3)改定予定年度	改定等の計画及び作業を行っている場合のみ記入	
(4)所管部局 部局課グループ 担当・内線	建設部 土木局道路課 道路技術係長 川上 拓伸	道路技術係  (内 29-268 )
2.北海道景観形成ビジョン ・基本方針 ・位置づけ	1 ・景観資源の維持・保全・再生等 ・北海道公共事業景観形成指針に沿って推進する良好な景観づくり	

様式2

1.整理番号 事業名等	33-1 無電柱化推進事業	
(1)所管部局 部局課グループ 担当・内線	建設部 土木局道路課 主査(環境) 小形 泰裕	道路計画係  (内 29-220 )
(2)事業概要	北海道無電柱化推進計画に基づき「防災性の向上」、「通行空間の安全性・快適性確保」、「良好な景観形成」を目的に実施する道路の無電柱化 ・深川雨竜線(深川市) ・稚内天塩線(稚内市)	
事業内容等	有・無	内容(「有」の場合のみ)
(3)会議又はセミナー等の開催予定(有・無)	無	市町村や地域住民の方々を集めた会議やセミナーなどの開催する予定等
(4)道職員向けの研修会等の開催予定(有・無)	無	職員向けの研修や説明会など、開催する予定等
(5)情報発信等(有・無)	無	市町村・地域住民の方々に向けての情報発信等
(6)ガイドライン等の策定及び見直し(有・無)	無	事業を推進していくための指針やガイドライン、職員向けに作成している要領などの見直し計画等
(7)その他(景観との連携)(有・無)	無	景観との連携に関するご提案等
(8)備考(意見等)		
<b>【参考】前年度の実施内容</b>		
・連携事業の内容	当事業の推進は、「北海道景観形成ビジョン」の「基本方針1:関係施策等との連携によりめざす良好な景観づくり」に該当する事業。 「北海道公共事業景観形成指針に沿って推進する良好な景観づくり」の「無電柱化による景観の保全を促進」	
・実施結果等	蘭越二セコ俱知安線無電柱化事業については、令和元年度で事業終了。 次年度以降についても、無電柱化事業に関する情報を収集に努め、審議会のご意見等も踏まえた情報発信などの検討を行う。	
2.連携に関する検討	無電柱化事業に関する情報収集と、無電柱化による沿道景観の改善に関する情報の発信方法などの検討を行う。	
3.連携事業内容		
4.北海道景観審議会からの意見等(計画時)		
5.実施結果等		
6.北海道景観審議会からの意見等(年度末)		
7.今後の展開等について		

# 令和2年度(2020年度) 北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について【施策別】

様式1

1. 整理番号 計画・指針等の名称	38 海岸保全基本計画	
(1) 計画・指針等の概要	北海道の海岸は、背後に多くの人命や財産が集中しているとともに、海と陸が接したような生物が相互に関係しながら生息している。また、近年、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。このようなことから、災害からの海岸防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するため、各沿岸毎に海岸保全基本計画を策定している。	
(2) 計画期間(年度)	2002	記入例：2019年度～2029年度
(3) 改定予定年度	改定等の計画及び作業を行っている場合のみ記入	
(4) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	建設部 土木局河川砂防課 主査(海岸) 山川 孝	災害復旧係  (内 29-425 )
2. 北海道景観形成ビジョン ・基本方針 ・位置づけ	1 ・「食のブランド・北海道」につながる景観づくり ・北海道公共事業景観形成指針に沿って推進する良好な景観づくり	

様式2

1. 整理番号 事業名等	38-1 高潮対策事業	
(1) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	「計画・指針等」の担当と同じ	
(2) 事業概要	近年、台風や低気圧が頻繁に来襲し、高波被害が発生するなどにより海岸防護の要望が多くなっている。しかし、海岸事業の予算確保が厳しく、地域住民の要望に応えられることができていない状況である。少ない予算の中で優先順位を考慮し整備を進めているが、要望になるべく多く対応できるよう、効果的であり経済的な海岸保全施設の工法を検討する「海岸保全施設の新工法検討協議会」を開催する予定。	
事業内容等	有・無	内容(「有」の場合のみ)
(3) 会議又はセミナー等の開催予定(有・無)	有	市町村や地域住民の方々を集めた会議やセミナーなどの開催する予定等 海岸事業の担当者が集まる「海岸保全施設の新工法検討協議会」において、景観を考慮するにあたり「北海道公共事業景観形成指針」に沿った海岸保全施設の工法検討を進めるための、講話をお願いしたい。
(4) 道職員向けの研修会等の開催予定(有・無)	無	職員向けの研修や説明会など、開催する予定等
(5) 情報発信等(有・無)	無	市町村・地域住民の方々に向けての情報発信等
(6) ガイドライン等の策定及び見直し(有・無)	無	事業を推進していくための指針やガイドライン、職員向けに作成している要領などの見直し計画等
(7) その他(景観との連携)(有・無)	無	景観との連携に関するご提案等
(8) 備考(意見等)		
<b>【参考】前年度の実施内容</b>		
・連携事業の内容	令和2年(2020年)3月18日に開催された「令和元年度 第2回海岸保全施設新工法検討協議会」にて、「景観について」を議題に「海岸保全」と「景観」について出席者に説明を行った。	
・実施結果等	「海岸保全施設新工法検討協議会」にて、「議題4)景観について」と題して、「海岸保全基本計画」における景観の位置づけと「北海道公共事業景観づくり指針」の海岸における景観への配慮に関する資料を作成して(資料提供)、河川砂防課担当者が出席者に説明し、「景観についても配慮しないといけない」との認識をしていただいた。次年度に向けて、より一層、検討協議会に景観への意識を向上していただくために、継続して担当部局との調整等を行っていく。	
2. 連携に関する検討	海岸における景観へ配慮に係る取組について、担当部局と調整等を行う。	
3. 連携事業内容		
4. 北海道景観審議会からの意見等(計画時)		
5. 実施結果等		
6. 北海道景観審議会からの意見等(年度末)		
7. 今後の展開等について		

# 令和2年度(2020年度) 北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について【施策別】

様式1

1. 整理番号 計画・指針等の名称	47 コンパクトなまちづくりに向けた基本方針	
(1) 計画・指針等の概要	<p>「コンパクトなまちづくり基本方針」は、持続可能な都市づくりを目指すための基本理念を「コンパクトなまちづくり」として策定したものの。</p> <p>この基本方針では、都市計画法に基づく制度、手続及び中心市街地活性化法に基づく基本計画の作成などに関し、道の基本的な考えを示したものの。</p> <p>近年、都市を取り巻く環境が大きく変化していることなどから、今年度、災害に強いまちづくりや地域交通の連携の視点を加えた基本方針の見直しを行う。</p>	
(2) 計画期間(年度)	2006	記入例：2019年度～2029年度
(3) 改定予定年度	2020	改定等の計画及び作業を行っている場合のみ記入
(4) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	建設部 まちづくり局都市計画課 都市政策係長 尾崎 幸嗣	都市政策係  (内 29-659 )
2. 北海道景観形成ビジョン ・基本方針 ・位置づけ	1 ・景観資源の維持・保全・再生等	

様式2

1. 整理番号 事業名等	47-1 コンパクトなまちづくりに向けた基本方針	
(1) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	「計画・指針等」の担当と同じ	
(2) 事業概要	<p>人口減少や少子高齢化の急速な進展により、都市において低未利用地がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行しており、その対応のため、まちなかにおけるにぎわいを創出し、都市の魅力向上が必要とされている。</p> <p>また、近年、自然災害が頻発、激甚化していることから、国において、立地適正化計画と防災対策を連携させ、安全で魅力的なまちづくりの推進を図るため、法改正等を進めている。</p> <p>こうした国の動きや市町村の課題を踏まえ、令和2年度(2020年度)中を目途に基本方針の見直しを行う予定。</p>	
事業内容等	有・無	内容(「有」の場合のみ)
(3) 会議又はセミナー等の開催予定(有・無)	無	市町村や地域住民の方々を集めた会議やセミナーなどの開催する予定等
(4) 道職員向けの研修会等の開催予定(有・無)	無	職員向けの研修や説明会など、開催する予定等
(5) 情報発信等(有・無)	無	市町村・地域住民の方々に向けての情報発信等
(6) ガイドライン等の策定及び見直し(有・無)	有	事業を推進していくための指針やガイドライン、職員向けに作成している要領などの見直し計画等 当基本方針について、令和2年度(2020年度)中を目途に見直しを行う予定。
(7) その他(景観との連携)(有・無)	無	景観との連携に関するご提案等
(8) 備考(意見等)		
<b>【参考】前年度の実施内容</b>		
・連携事業の内容	-	
・実施結果等	-	
2. 連携に関する検討	コンパクトなまちづくりを推進していくにあたって、まちなかに地域の特色を活かした魅力ある景観づくりも必要であるため、担当者との調整を行う。	
3. 連携事業内容		
4. 北海道景観審議会からの意見等(計画時)		
5. 実施結果等		
6. 北海道景観審議会からの意見等(年度末)		
7. 今後の展開等について		

# 令和2年度(2020年度) 北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について【施策別】

様式1

1.整理番号 計画・指針等の名称	4 8 北海道みどりの基本方針		
(1)計画・指針等の概要	道内都市圏における緑地の保全や緑化の推進等に係る考え方や方向性を示し、都市の「みどり」の保全や整備並びに質の向上や有効活用を図って、道民の健康で文化的な都市生活を確保することを目的としており、市町を越えた広域公園の配置方針や道の「都市計画区域マスタープラン」並びに市町の「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」などを策定する際の指針となるもの。		
(2)計画期間(年度)	2019	~	2029 記入例: 2019年度 ~ 2029年度
(3)改定予定年度	改定等の計画及び作業を行っている場合のみ記入		
(4)所管部局 部局課グループ 担当・内線	建設部 まちづくり局都市計画課 施設計画係長 宮本 達也	施設計画係	(内 29-819 )
2.北海道景観形成ビジョン ・基本方針 ・位置づけ	1 ・景観資源の維持・保全・再生等		

様式2

1.整理番号 事業名等	4 8 - 1 都市公園事業		
(1)所管部局 部局課グループ 担当・内線	建設部 まちづくり局都市環境課 公園計画係長 山田 学	公園計画係	(内 29-623 )
(2)事業概要	都市公園は、住民のレクリエーションや憩いの場であるとともに、多様な防災機能、良好な景観創出、環境問題の改善効果など、多面的な効用のある重要な都市施設です。これまでの整備拡大だけでなく、計画的なストックマネジメントや防災公園の整備による都市防災の推進、都市公園の機能の再編による地域の活性化などに、関係市町とともに取り組んでいます。道立公園については、現在11箇所を供用しています。老朽化が進む施設の改築更新、トイレ等のバリアフリー化、公園施設の耐震化、再整備による施設のリニューアル等に取り組んでいます。また、近年は都市公園等における災害被害も多発しており、被害を受けた市町の公園等の災害復旧に係る指導監督事務も行っていきます。		
事業内容等	有・無	内容(「有」の場合のみ)	
(3)会議又はセミナー等の開催予定(有・無)	有	市町村や地域住民の方々を集めた会議やセミナーなどの開催する予定等 全道都市公園主管部課長会議 ~ 全道の市町の都市公園主管部課長を対象に、都市公園行政に関する情報提供等を行うもの。	
(4)道職員向けの研修会等の開催予定(有・無)	無	職員向けの研修や説明会など、開催する予定等	
(5)情報発信等(有・無)	有	市町村・地域住民の方々への情報発信等 パネル展 ~ 年に1度、道立都市公園や北の造園遺産について、道庁1階ロビーでパネル展を実施。 ・令和2年度の予定 8月19日(水) ~ 20日(木)	
(6)ガイドライン等の策定及び見直し(有・無)	無	事業を推進していくための指針やガイドライン、職員向けに作成している要領などの見直し計画等	
(7)その他(景観との連携)(有・無)	無	景観との連携に関するご提案等	
(8)備考(意見等)			
<b>【参考】前年度の実施内容</b>			
・連携事業の内容	(1)会議が、8月29日開催のため、令和2年度に向けて調整する。 (2)景観は道庁にて5月末にスタート、その後各振興局にて11月末までの間、順次展示。公園は北大からパネルを借りて7月22・23日で実施している状況を踏まえ、令和2年度に向けて調整する。		
・実施結果等	(1)当年度に実施した会議資料等と、北海道景観審議会からのご意見等を踏まえて、令和2年度の連携に向けた検討を行う。 (2)情報発信については、相互に事業をPRできる普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を整理する予定であったが、普及啓発チラシの検討までとなった。 令和2年度内の連携に向けて、チラシの見直し(一般の方がチラシを見て、記載している内容が理解しやすいように図式化する方向で再検討)及びホームページ等による情報の発信方法を整理し、関係部局との調整を行う。 (3)パネルについては、PRできる内容を検討しており、令和2年度の連携に向けて調整等を行う。		
2.連携に関する検討	(1)会議資料を踏まえて、担当者で調整を行う。 (2)情報発信については、令和元年度に実施していた普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を検討しながら、関係部局と調整し、相互に情報発信を行いたい。 また、パネル展に展示する相互にPRするためのポスター作成についても、担当者で調整を行う。		
3.連携事業内容			
4.北海道景観審議会からの意見等(計画時)			
5.実施結果等			
6.北海道景観審議会からの意見等(年度末)			
7.今後の展開等について			



# 令和2年度(2020年度) 北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について【施策別】

様式1

1.整理番号 計画・指針等の名称	49 北の住まいるタウン	
(1)計画・指針等の概要	人口減少、高齢化が急速に進む北海道の市町村において、「コンパクトなまちづくり」「低炭素化・資源循環」「生活を支える」取組を一体的かつ連携させながら、持続可能な、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域づくりを進める。 (「北の住まいるタウンの基本的な考え方」、「北の住まいるタウン実践ガイドブック」を作成済み)	
(2)計画期間(年度)	特になし	記入例：2019年度～2029年度
(3)改定予定年度	2020.3	改定等の計画及び作業を行っている場合のみ記入
(4)所管部局	建設部 まちづくり局都市計画課 都市政策係長 尾崎 幸嗣	都市政策係  (内 29-659 )
2.北海道景観形成ビジョン ・基本方針 ・位置づけ	1 ・景観資源の維持・保全・再生等	

様式2

1.整理番号 事業名等	49-1 北の住まいるタウン普及啓発等事業	
(1)所管部局 部局課グループ 担当・内線	「計画・指針等」の担当と同じ	
(2)事業概要	「コンパクトなまちづくり」「低炭素・資源循環」「生活を支える取組」を一体的に推進し、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域「北の住まいるタウン」の形成を目指すため、検討協議会、メイヤーズフォーラム、事例見学ツアー、まちづくりセミナーを開催するほか、平成29年度末に作成した実践ガイドブックを更新することにより、普及啓発を図っていく。	
事業内容等	有・無	内容(「有」の場合のみ)
(3)会議又はセミナー等の開催予定(有・無)	有	市町村や地域住民の方々を集めた会議やセミナーなどの開催する予定等 「北の住まいるタウン」検討協議会(有識者による助言のための会議)～R2は「北の住まいるタウンの基本的な考え方」の見直し方針を検討 メイヤーズフォーラム～まちづくりを実践する市町村長、有識者による講演、パネルディスカッションを実施 事例見学ツアー～まちづくりの先進事例を視察し意見交換を実施。 まちづくりセミナー～まちづくりの懸案事項に関する実務者による講演会、意見交換会を開催
(4)道職員向けの研修会等の開催予定(有・無)	無	職員向けの研修や説明会など、開催する予定等
(5)情報発信等(有・無)	有	市町村・地域住民の方々に向けての情報発信等 北の住まいるタウンの取組状況(各種行事の開催状況など)や実践ガイドブックのホームページによる発信。
(6)ガイドライン等の策定及び見直し(有・無)	有	事業を推進していくための指針やガイドライン、職員向けに作成している要領などの見直し計画等 「北の住まいるタウンの基本的な考え方」の見直し方針を検討。 北の住まいるタウン実践ガイドブック(主に市町村職員向けの、北の住まいるタウンの取組を実践するためのガイドブック)の更新
(7)その他(景観との連携)(有・無)	無	景観との連携に関するご提案等
(8)備考(意見等)	知事公約「市町村と連携し、住民の集住化やまちの機能の集約化、優れた景観の維持、エネルギーの効率化などさまざまな支援を行い、人口減少社会においても、複合的な都市機能を有する活力あるまちづくりに向けた取り組みを進めます。」の主管となるため、「優れた景観の維持」に関して取組状況等を把握させていただく可能性がある。	
<b>【参考】前年度の実施内容</b>		
・連携事業の内容	当事業については、「防災」の視点を加えた取組の検討が行われており、今後、この検討にあわせて調整を行うこととし、(1)(2)(3)の連携は、令和2年度以降に向けて取り組むこととする。	
・実施結果等	当年度に実施した会議資料等を参考し、当年度に実施した会議資料等及び北海道景観審議会からのご意見等を踏まえて、令和2年度の連携に向けた検討を行う。	
2.連携に関する検討	今年度のテーマを確認し、連携について検討を行う。	
3.連携事業内容		
4.北海道景観審議会からの意見等(計画時)		
5.実施結果等		
6.北海道景観審議会からの意見等(年度末)		
7.今後の展開等について		

# 令和2年度(2020年度) 北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について【施策別】

様式1

1. 整理番号 計画・指針等の名称	5 2 空き家等対策に関する取組方針	
(1) 計画・指針等の概要	空き家等対策の推進に関する特別措置法を踏まえ、住宅ストックの循環利用や生活環境の保全に向けて、空き家等の有効な活用などに取り組むとともに、市町村の空き家等対策を積極的に支援することを目的に平成27年12月に策定。	
(2) 計画期間(年度)	定めていない	記入例: 2019年度 ~ 2029年度
(3) 改定予定年度	予定なし	改定等の計画及び作業を行っている場合のみ記入
(4) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	建設部 住宅局建築指導課 主査(空き家対策) 武田 晃典	企画係  (内 29-465 )
2. 北海道景観形成ビジョン ・基本方針 ・位置づけ	1 ・景観資源の維持・保全・再生等	

様式2

1. 整理番号 事業名等	5 2 - 1 空き家対策推進事業	
(1) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	「計画・指針等」の担当と同じ	
(2) 事業概要	「空き家等対策に関する取組方針」に基づき、北海道空き家情報バンクの運営・周知や市町村の取組に対する支援などを実施する。	
事業内容等	有・無	内容(「有」の場合のみ)
(3) 会議又はセミナー等の開催予定(有・無)	有	市町村や地域住民の方々を集めた会議やセミナーなどの開催する予定等 道(建築指導課及び関係課)、市町村及び関係団体(宅建協会、司法書士会、建築士会等)で構成する「北海道空き家等対策連絡会議」を開催し、先進事例や各種施策等について情報共有・意見交換。(2回程度開催予定)
(4) 道職員向けの研修会等の開催予定(有・無)	有	職員向けの研修や説明会など、開催する予定等 道(建築指導課及び関係課)、市町村及び関係団体(宅建協会、司法書士会、建築士会等)で構成する「北海道空き家等対策連絡会議」を開催し、先進事例や各種施策等について情報共有・意見交換。(2回程度開催予定)
(5) 情報発信等(有・無)	有	市町村・地域住民の方々に向けての情報発信等 空き家の適正管理等を記載した「空き家ガイドブック」を作成し、市町村の窓口等を通して配付するとともに、建築指導課のホームページ等を活用して周知を図る。
(6) ガイドライン等の策定及び見直し(有・無)	無	事業を推進していくための指針やガイドライン、職員向けに作成している要領などの見直し計画等
(7) その他(景観との連携)(有・無)	無	景観との連携に関するご提案等
(8) 備考(意見等)		
<b>【参考】前年度の実施内容</b>		
・連携事業の内容	(1) 令和2年(2020年)2月19日に開催された「北海道空き家等対策連絡会議」にて、景観に関する情報提供を行った。 (2) 今年度は、情報の発信方法について、相互調整を行う。準備が整い次第、連携を行う。	
・実施結果等	(1) 「北海道空き家等対策連絡会議」にて、「空き家対策と景観について」を情報提供として、景観の価値について説明し、地域の良好な景観に形成していくための一つに「空き家等の対策」があり、これらの取組により景観が保全していくことで地域の活性化に繋がる旨の報告を行った。次年度の連携に向けて、出席者の構成を考慮した内容に改善するため、担当課との調整等を行う。 (2) 情報発信については、相互に事業をPRできる普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を整理する予定であったが、普及啓発チラシの検討までとなった。 令和2年度内の連携に向けて、チラシの見直し(一般の方がチラシを見て、記載している内容が理解しやすいように図式化する方向で再検討)及びホームページ等による情報の発信方法を整理し、関係部局との調整を行う。	
2. 連携に関する検討	(1) 会議等については、担当課との調整等を行い、出席者の構成を考慮した内容に改善する。 (2) 情報発信については、令和元年度に実施していた普及啓発チラシの作成及びホームページ等による情報の発信方法を検討しながら、関係部局と調整し、相互に情報発信を行いたい。	
3. 連携事業内容		
4. 北海道景観審議会からの意見等(計画時)		
5. 実施結果等		
6. 北海道景観審議会からの意見等(年度末)		
7. 今後の展開等について		

# 令和2年度(2020年度) 北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について【施策別】

様式1

1. 整理番号 計画・指針等の名称	5 6 北海道教育推進計画		
(1) 計画・指針等の概要	本道における教育振興のための施策に関する基本的計画であり、教育基本法に基づき、国の教育振興基本計画を参照して策定したもの。		
(2) 計画期間(年度)	2018	~	2022 記入例: 2019年度 ~ 2029年度
(3) 改定予定年度	2022 改定等の計画及び作業を行っている場合のみ記入		
(4) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	教育庁 総務政策局教育政策課 総括主査兼係長 増澤 由人		政策企画係 (内 35-421 )
2. 北海道景観形成ビジョン ・基本方針 ・位置づけ	1 4	・景観資源の維持・保全・再生等 ・景観づくりを担う人材の育成	

様式2

1. 整理番号 事業名等	5 6 - 1 ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ(道民カレッジ)事業		
(1) 所管部局 部局課グループ 担当・内線	教育庁 生涯学習推進局生涯学習課 主査 久末 考勇		生涯学習センターグループ (内 36-326 )
(2) 事業概要	産学官の連携による生涯学習を支援する体制の整備を図り、様々な学習機会を体系的に構築・提供することによって、道民の生涯学習をより一層振興するとともに、自立した北海道を創造する人材の育成を図る。		
事業内容等	有・無	内容(「有」の場合のみ)	
(3) 会議又はセミナー等の開催予定(有・無)	有	市町村や地域住民の方々を集めた会議やセミナーなどの開催する予定等 道民カレッジの趣旨に賛同する市町村や大学、民間団体等が実施する講座やセミナーを、道民カレッジ連携講座として募集・登録し、コース別に分類して広く道民に情報提供している。	
(4) 道職員向けの研修会等の開催予定(有・無)	無	職員向けの研修や説明会など、開催する予定等	
(5) 情報発信等(有・無)	有	市町村・地域住民の方々に向けての情報発信等 道民カレッジのホームページやSNS等を活用し、連携講座等の情報を広く発信している。	
(6) ガイドライン等の策定及び見直し(有・無)	無	事業を推進していくための指針やガイドライン、職員向けに作成している要領などの見直し計画等	
(7) その他(景観との連携)(有・無)	無	景観との連携に関するご提案等	
(8) 備考(意見等)	道民カレッジでは、事業の趣旨に賛同いただいた団体が実施する講座を登録していただく連携講座の拡充に取り組んでおり、各機関が実施する景観に関する講座等についても、道民カレッジ連携講座として登録いただきたい。		
<b>【参考】前年度の実施内容</b>			
・連携事業の内容	(1) 道民カレッジの目的や要件にあう対応が可能か検討を行う。 (2) 地域生涯学習活動実践交流セミナーのパネル展示にて、「景観学習」に関するパネルを展示した。 また、セミナー1日目(事例発表)の一部に参加し、地域でどのような取り組みが行われているのか確認した。		
・実施結果等	(1) 道民カレッジの目的や要件にあうか、また委員・職員・景観整備機構等による講座を設けることが可能かなどを継続して検討を行う。 (2) 地域生涯学習活動実践交流セミナーのパネル展示にて「景観学習」に関するパネルを展示し、一日目の事例発表に参加し、研究テーマ「地域づくりの担い手育成に向けた行政と住民の連携・協働防災・減災～災害に負けない地域コミュニティの形成～」として、14管内の社会教育主事会(市町村教育委員会)より地域における取組事例を踏まえ、令和2年度の連携に向けた検討を行う。 また、道民カレッジのホームページやSNS等との情報発信に係る連携については、「道民カレッジ連携講座」の整理と併せて検討を継続する。 1 北海道社会教育セミナー(5月30~31)のパネル展示は、令和2年度に向けて調整を行う。 2 情報発信につきましては別事業であるため、次年度より分けて整理する。		
2. 連携に関する検討	(1) 道民カレッジの目的や要件にあうか、また委員・職員・景観整備機構等による講座を設けることが可能かなどを継続して検討を行う。 (2) 地域生涯学習活動実践交流セミナーにおける連携については、昨年度の資料等をもとに連携方法をの検討を行う。 また、道民カレッジのホームページやSNS等との情報発信に係る連携については、「道民カレッジ連携講座」の整理と併せて検討を継続する。		
3. 連携事業内容			
4. 北海道景観審議会からの意見等(計画時)			
5. 実施結果等			
6. 北海道景観審議会からの意見等(年度末)			
7. 今後の展開等について			